第26回本部員会議資料
令和３年１月８日
教育委員会事務局

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

【要旨】
令和３年１月８日付け**文部科学省初等中等教育局長から「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項」について通知がありました。**
なお、本日中に各県立学校等に通知することとしています。

＜本通知の主な内容＞

１　学校教育活動の継続等

地域一斉の臨時休業については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも、避けるべきであること。ただし、緊急事態宣言の対象区域に属する地域に所在する高等学校及び特別支援学校においては、設置者の判断により、時差登校や分散登校の導入などの検討も行い、警戒度をより高めること。

２　感染症対策

⑴　健康観察の徹底

児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を改めて徹底すること。

⑵　感染リスクの高い活動の回避

・　児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、**感染リスクの高い活動については、地域の感染状況等に応じて、適宜見直す**こと。

・　**体育の授業を体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避ける**ことを徹底すること。

・　給食等の食事をとる際には、**食事の前後の手洗いを徹底**すること。また、**飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える**などの対応をとること。

３　心のケア等

相談窓口を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、**児童生徒の心のケア等に配慮**すること。

併せて、**教職員のメンタルヘルスにも十分配意**すること。

４　高等学校入学者選抜等

令和３年度高等学校入学者選抜等については、緊急事態宣言の対象区域に属する地域の内外に関わらず、**万全を期した上で、予定どおり実施**すること。